

耐震改修の当初の費用負担を軽減するため、 全市町で代理受領制度が可能になりました

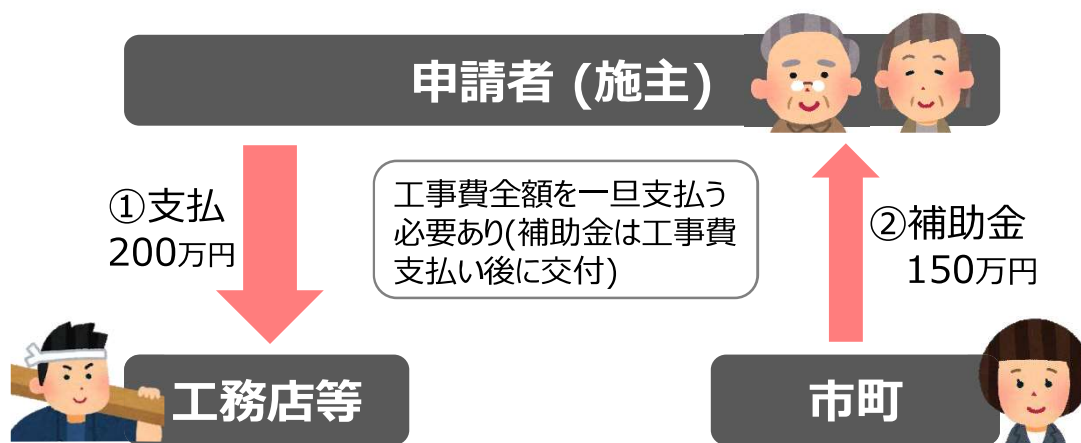
代理受領制度とは

住宅の耐震改修に関する補助金の交付に際して、申請者(施主)が工事費から補助金を差し引いた額を用意すればよい制度です。

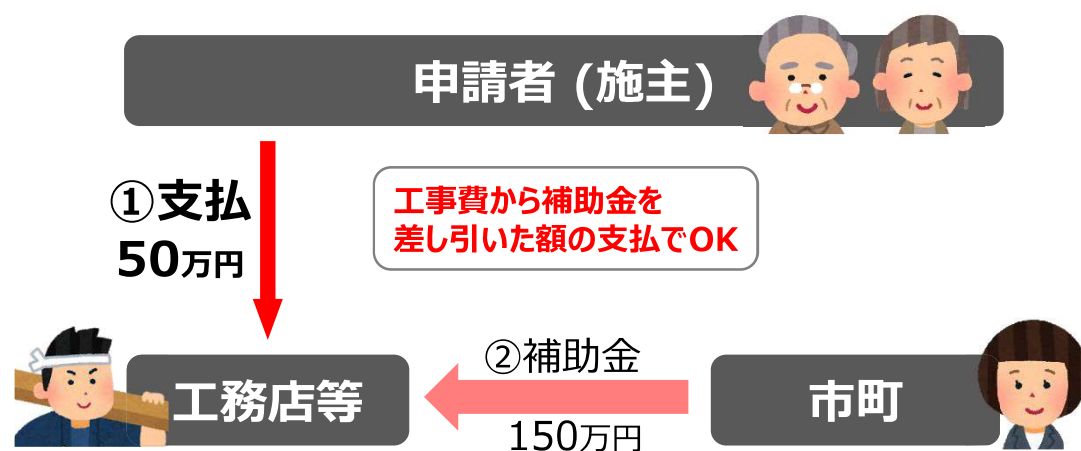
申請者(施主)が、改修工事を実施した工務店等に、補助金を代理で受け取ることを委任することにより、当初の費用負担を軽減することができます。

(例) 耐震改修工事費200万円、補助金150万円の場合

<従来の制度>



<代理受領制度>



※ 工務店等と相談の上、どちらの制度をご利用になるかお選びください

※ 制度の詳細は、町担当課にお尋ねください